

再生可能エネルギー施設の適正な設置について

1 現状

本市は脱炭素社会の構築に向けて、本市の少雨と日射時間が長いといった特徴を生かした再生可能エネルギーである太陽光を活用する施策に取り組んでいる。

現在、民間事業者による野立ての太陽光発電設備が市内で多く設置されているが、近年、ため池を活用した水上ソーラー型の太陽光発電事業を実施する動きが活発化しており、それに伴い様々なご意見や設置に反対するご意見が寄せられている。また、昨年 12 月定例会において次の請願が採択されたことにともない、市としての対応が求められている。

2 請願件名等

- (1) 件名 再生可能エネルギー施設の適正な設置に関する条例制定を求める請願
- (2) 結果 採択
- (3) 意見 市全域の生活環境を守り安心安全な市民生活が確保できるよう、再生可能エネルギー施設の適正な設置に関する条例の制定が必要であると考ええる。

3 請願にいたる経緯

市内ため池で計画された水上ソーラー型太陽光発電事業に反対する住民運動が現在行われている。

- (1) 場所 市内ため池
- (2) 所有 市
- (3) 管理 土地改良区支部
- (4) 合意 土地改良区支部
- (5) 反対 周辺住民や土地改良区支部等の受益者等
- (6) 意見 **【住環境への懸念】**
 - ・ため池に文化財保護地区が存在
 - ・景観への懸念
 - ・野鳥等の飛来地
 - ・生態系への懸念
 - ・熱風の懸念 他**【合意形成について】**
 - ・土地改良区支部等内での周知や意見聴取が不足
 - ・周辺住民からの意見に対する事業者の説明不足 他**【設備・保証について】**
 - ・災害（台風・地震・池決壊）、火災、事故時の懸念

- ・有害物質流出の懸念
- ・撤去費用の懸念 他

(7) 署名 反対署名 3,489 名（他にネット署名あり）

4 再生可能エネルギー施設の設置に関する許認可と適正な設置の取組（現状）

(1) 国

- ① 許認可：再エネ特措法（FIT）：認定時に法令（条例含む）の遵守を確認
電気事業法（非 FIT）：設備の技術的な確認が主
整備時には事業者において各種法令等確認
- ② 取組：事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）
説明会及び事前周知措置実施ガイドライン 他

(2) 県

- ① 許認可：再エネ施設に対する独自の条例等なし
整備時には事業者において各種法令等確認
- ② 取組：ガイドラインで、施設整備に法令・条例の遵守を確認するとともに
事業者の地域住民への説明実施や事業理解に努める旨を記載
※非 FIT 施設についても本ガイドラインを参考

(3) 市

- ① 許認可：再エネ施設に対する独自の条例等なし
整備時には事業者において各種法令等確認
- ② 取組：県ガイドラインに基づき、事業計画書等を情報共有することで事業
を把握

5 全国の再エネ施設への条例制定状況

（地方自治研究機構：太陽光発電に係る条例制定状況 R6.7 更新）

(1) 規制条例制定自治体 298 自治体（県 8 市町村 290）

(2) 制定率：17.2%（全国自治体数 1,724）

(3) タイプ別（市町村 290 条例）

- ・届出・協議制 134 条例
- ・届出・同意制 50 条例
- ・許可制 52 条例
- ・その他（複合） 54 条例

(4) 地域住民等への説明と理解の確保

地域住民等との同意・協定	条例数	備考
地域住民等への同意の義務付け	27	重複あり
地域住民等との協定締結義務付け	28	

6 問題点

脱炭素を推進している本市の施策と、再生可能エネルギー施設設置に対する本市独自の規制をかけることの整合性が今後の問題となる。

- (1) ゼロカーボンシティ宣言との整合性
- (2) 規制条例制定の法的・科学的根拠
- (3) 市域全体への影響
- (4) 条例制定にはパブコメや環境審議会等での協議で時間を要する

7 今後の対応について

現状対応できることとして、次の3点の取組を実施する。

- (1) 再生可能エネルギー施設の適正な設置に関する要綱の制定（生活環境課）

目的：市として再生可能エネルギー施設の設置に対する手続きを公表するとともに、事業者による周辺地域住民との適切な関係構築や事業の十分な説明を実施する旨を示す。

※ 県ガイドラインはR7.4月見直し見込み

- (2) 丸亀市太陽光発電に係るため池利用に関する法定外公共物の占用等の許可等事務取扱要領を要綱へ（農林水産課）

目的：要綱へ格上げすることで、市所有のため池に関する取り扱いを公にするとともに、事前協議に関する事項を盛り込む。

- (3) 丸亀市景観条例、丸亀市景観条例施行規則の改正の検討（都市計画課）

内容：太陽光発電に係るパネル等について届出対象とする検討を行う。

8 実施時期

7 - (2) 及びに(3)については、議会説明・了承後、改正に向け着手。

7 - (1)に関しては、R7.4の県ガイドライン見直し後から検討開始予定。